

## 第 7 6 回国民体育大会 競技施設整備基本方針

第 7 6 回国民体育大会（以下「大会」という。）の競技施設は、第 7 6 回国民体育大会開催基本方針に基づき、「国民体育大会開催基準要項（公益財団法人日本体育協会）」が定める施設基準（以下「施設基準」という。）を尊重し、次のとおり整備する。

- 1 競技施設は、施設基準の弾力的な運用を関係機関に要請するなど、県内の既存施設を活用することを原則とする。
- 2 競技施設の整備を行う場合は、真に必要な施設に限定するとともに、大会後においても地域住民に広く活用されるよう配慮する。
- 3 整備にあたっては、競技運営に支障がないよう、計画段階から当該競技団体及び関係機関と十分協議するとともに、ユニバーサルデザインに対応し、自然・環境・景観に十分配慮する。
- 4 施設の整備は、原則として県の施設は県が、市町の施設は市町が行うものとする。